

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について

藤沢市図書館に関する規則の一部を次のように改正する。

2010年（平成22年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成22年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、宅配サービス利用における貸出期間を定め、併せて規定の整備を行う必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

藤沢市教育委員会規則第7号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則（昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表中

15日間	利用日当日	を	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日	に改める。
15日間	利用日当日		14日間	利用日当日	
15日間	利用日当日		14日間	利用日当日	
8日間	利用日当日		7日間	利用日当日から3月前	
4日間	利用日前3ヵ月の利用日から起算		3日間	利用日当日から3月前	
4日間	して3月前の起算日に 応当する日		3日間	利用日当日から3月前	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改正案		現行																																																			
<p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。</p>		<p>(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)</p> <p>第 9 条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出しできる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。</p>																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>数量</th> <th>貸出期間</th> <th>申込開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書・雑誌資料</td> <td>10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)</td> <td><u>14 日間</u> (宅配サービス利用にあつては、1 月)</td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">視聴覚資料</td> <td>録音資料</td> <td><u>14 日間</u></td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td>一般用映像資料</td> <td><u>14 日間</u></td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td>教材用ビデオテープ</td> <td><u>7 日間</u></td> <td><u>利用日当日から 3 月前</u></td> </tr> <tr> <td>16 ミリ映画フィルム</td> <td><u>3 日間</u></td> <td><u>利用日当日から 3 月前</u></td> </tr> <tr> <td>視聴覚機材</td> <td>各 1 台</td> <td><u>3 日間</u></td> <td><u>利用日当日から 3 月前</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	数量	貸出期間	申込開始日	図書・雑誌資料	10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)	<u>14 日間</u> (宅配サービス利用にあつては、1 月)	利用日当日	視聴覚資料	録音資料	<u>14 日間</u>	利用日当日	一般用映像資料	<u>14 日間</u>	利用日当日	教材用ビデオテープ	<u>7 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>	16 ミリ映画フィルム	<u>3 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>	視聴覚機材	各 1 台	<u>3 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>数量</th> <th>貸出期間</th> <th>申込開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書・雑誌資料</td> <td>10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)</td> <td>15 日間</td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">視聴覚資料</td> <td>録音資料</td> <td>15 日間</td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td>一般用映像資料</td> <td>15 日間</td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td>教材用ビデオテープ</td> <td>8 日間</td> <td>利用日当日</td> </tr> <tr> <td>16 ミリ映画フィルム</td> <td>4 日間</td> <td>利用日前 3 カ月の利用日から起算して 3 月前の起算日に 相当する日</td> </tr> <tr> <td>視聴覚機材</td> <td>各 1 台</td> <td>4 日間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	数量	貸出期間	申込開始日	図書・雑誌資料	10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)	15 日間	利用日当日	視聴覚資料	録音資料	15 日間	利用日当日	一般用映像資料	15 日間	利用日当日	教材用ビデオテープ	8 日間	利用日当日	16 ミリ映画フィルム	4 日間	利用日前 3 カ月の利用日から起算して 3 月前の起算日に 相当する日	視聴覚機材	各 1 台	4 日間	
区分	数量	貸出期間	申込開始日																																																		
図書・雑誌資料	10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)	<u>14 日間</u> (宅配サービス利用にあつては、1 月)	利用日当日																																																		
視聴覚資料	録音資料	<u>14 日間</u>	利用日当日																																																		
	一般用映像資料	<u>14 日間</u>	利用日当日																																																		
	教材用ビデオテープ	<u>7 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>																																																		
	16 ミリ映画フィルム	<u>3 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>																																																		
視聴覚機材	各 1 台	<u>3 日間</u>	<u>利用日当日から 3 月前</u>																																																		
区分	数量	貸出期間	申込開始日																																																		
図書・雑誌資料	10 冊以内 (分室にあつては、6 冊以内)	15 日間	利用日当日																																																		
視聴覚資料	録音資料	15 日間	利用日当日																																																		
	一般用映像資料	15 日間	利用日当日																																																		
	教材用ビデオテープ	8 日間	利用日当日																																																		
	16 ミリ映画フィルム	4 日間	利用日前 3 カ月の利用日から起算して 3 月前の起算日に 相当する日																																																		
視聴覚機材	各 1 台	4 日間																																																			
<p>2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。</p> <p>附 則(平成 21 年教委規則第 7 号)</p> <p><u>この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>		<p>2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。</p>																																																			